様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2023年　2月　24日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ふじてっく  一般事業主の氏名又は名称 フジテック株式会社  （ふりがな） おかだ たかお  （法人の場合）代表者の氏名 岡田 隆夫　　印  住所　〒522-8588 滋賀県彦根市宮田町５９１番地１  法人番号　3160001009212  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | フジテックDXレポート | | 公表日 | 2022年12月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HPで公表。  （https://www.fujitec.co.jp/announcement/8396）  P2、P3、P4に記載。 | | 記載内容抜粋 | 企業経営の方向性：すべての人々への“安全・安心”、快適な移動空間の提供と次世代の都市における社会課題の解決によりステークホルダーの皆様の期待に応える。  ①”安全・安心”の追求、②多様な人材の活躍推進、  ③技術・商品力の向上、④環境負荷低減への取り組み、  ⑤社会・地域との共生、⑥企業価値を支える経営基盤  情報処理技術活用の方向性：フジテックのDXの目的は、お客様の“安全・安心 ”に貢献すること。DXビジョンは「デジタルツイン」の実現です。  ①データがあれば誰もが同じ判断を下す「量的意思決定」はシステムに任せ、人間は正解のない未来を創るための「質的意思決定」に時間を使えるようにする。  ②デジタルツインで、商品・サービス・お客様をデジタルプラットフォーム上で滑らかに繋ぎ、お客様への提供価値を高めていく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会が承認した中期経営計画から、DX関連内容を抜粋した社外公表資料として「フジテックDXレポート」を開示しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | フジテックDXレポート | | 公表日 | 2022年12月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社HPで公表。  （https://www.fujitec.co.jp/announcement/8396）  P4、P5に記載。 | | 記載内容抜粋 | ①「遠隔監視システム」の海外展開を強化。  昇降機の通信モデムからAWS（Amazon Web Services）にデータを蓄積し、リアルタイムで遠隔から監視。  ②総合地図システム「All on Maps」をさらに進化。  社内システムやデータをGoogle MapのAPIと連携、地図上から各昇降機の稼働状況など情報をセキュアに表示。  ③「API」によるお客様システムとの情報連携。  作業工程をデジタル上でシミュレーションし、AIが最適な作業工程を決め、それによって現場が動く。  ④ビル管理者向けウェブサービス「エレモリ」提供。  ビル管理者向けにパソコンやスマホから稼働状況の閲覧、運行機能の設定など可能なウェブサービスを提供。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会が承認した中期経営計画から、DX関連内容を抜粋した社外公表資料として「フジテックDXレポート」を開示しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | P4に記載。 | | 記載内容抜粋 | DX推進はデジタルイノベーション本部が担当しています。当本部はR&D機能を担うテクノロジー研究部、基幹システムの開発、運用を行うシステム管理部、業務革新を進めるプロセス管理部から構成されています。  社内エンジニアの内製スキルと社外サービスの目利き力を高め、現場の働き方を改革し、顧客提供価値を向上していきます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | P4に記載。 | | 記載内容抜粋 | 基幹システムは内製しています。これは当社の強みであり、今後もこの強みを伸ばすため、社内エンジニアのスキルをさらに高めていきます。  一方で、ノンコア領域の業務については、積極的に社外クラウドサービス（AWSなど）を利用しています。現在は35のクラウドサービスを利用するほどに変革しました。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①フジテックDXレポート  ②フジテックレポート2021 | | 公表日 | ①2022年12月20日  ②2021年12月23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①当社HPで公表。P2、P3、P4に記載。  （https://www.fujitec.co.jp/announcement/8396）  ②当社HPで公表。P19、P26に記載。  （https://www.fujitec.co.jp/common/fjhp/doc/top/document/irarchive/6939/「フジテックレポート2021」（和文）.pdf） | | 記載内容抜粋 | ①クラウドファーストの方針（AWSへのオールイン、基幹システムのリフト&シフト、非競争領域のSaaS活用）のもと、IT投資に対するクラウド支出比率、クラウドサービス利用数を評価。  ②RPAによる定型業務の年間削減時間を評価。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2022年12月20日 | | 発信方法 | フジテックDXレポートの「DXに関するトップメッセージ」より発信。 | | 発信内容 | DXは、“安全・安心”の追求に欠かすことのできないものとして現業で活用が進んでいます。例えば、AI／機械学習を活用したエレベータの遠隔監視システムによる保守の質を高める取り組みを進めています。  また災害時にも強いエレベータ・エスカレータへの対応として、ITを用いて損害を最小限に留める工夫や、早期復旧を実現する仕組みづくりも進めています。  昨今、ますます重要性の高まっている情報セキュリティの強化では、予期せざるサイバー攻撃への備えとしてシステムの耐障害性を高めるのはもとより、従業員のセキュリティ意識のさらなる向上に努めています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年11月　～2022年12月 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」にて自己分析を実施。自己診断結果入力サイトに登録済み。  専務執行役員CIO友岡が「デジタル産業への変革に向けた研究会」に参画し、「DXレポート2.1,2.2」の策定に関わり産業界のDXの方向性や課題を把握。フジテックDXレポート策定に反映しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 情報セキュリティ委員会：2006年7月　～現在  CSIRT：2017年9月　～現在 | | 実施内容 | 情報セキュリティ委員会では、セキュリティ・ポリシーおよび対策基準等を定め、情報ネットワーク・システム・機器の使用、取り扱いおよび管理のあり方などの指導教育および啓発活動を行っています。  例）セキュリティ・インシデントの発生事例や外部からのサイバー攻撃などを題材とした情報セキュリティ学習および訓練の実施。  情報セキュリィ委員会を母体として組織したFUJITEC-CSIRT(CSIRT:ComputerSecurity Incident Response Teamの略)では、ITの側面のみならず、顧客対応、コンプライアンス対応、プレス対応などの側面も考慮のうえ、平常時の情報収集・教育活動 に取り組むほか、インシデント発生時には調査、原因分析、復旧対応、社内外のステークホルダー対応などを行っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。